

メディカル・モバイル・コミュニケーションズ合同会社
反社会的勢力の排除に関する規定

2024年10月1日制定

第1条 目的

本規定は、当社が反社会的勢力との関係を一切遮断し、社会的責任を果たすとともに、法令を遵守した健全な事業活動を推進することを目的とします。

第2条 定義

反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、その他これらに準ずる者を指します。

第3条 基本方針

1. 関係遮断の徹底

当社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。また、直接的・間接的な取引や協力を行いません。

2. 対応方針

反社会的勢力からの不当要求があった場合は、毅然とした態度でこれを拒否し、必要に応じて警察や弁護士と連携します。

第4条 行動基準

- 契約締結前に、取引先が反社会的勢力に該当しないことを確認します。
- 万が一、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合は、速やかに取引を中止します。
- 反社会的勢力からの接触や要求があった場合、すぐに上長または責任者に報告し、対応方針を指示に従います。

第5条 情報の共有

反社会的勢力に関する情報は、法令に基づき適切に管理し、関係当局や関係機関と協力して共有します。

第6条 教育と啓発

従業員に対し、反社会的勢力に関する教育や研修を実施し、全社での意識向上を図ります。

第7条 規定違反時の対応

この規定に違反した場合、就業規則に基づき、必要な措置を講じます。

第8条 規定の改訂

本規定は、必要に応じて見直しを行い、常に最新の状況に対応できるようにします。

付則

本規定は令和6年10月1日より施行します。